

五 特殊事項報告

(一) 消費組合並に共済運動

◆ 全國労働の方針による、消費組合設立運動は、春より大阪運輸交通労働組合及び、大阪金尾港南支部聯合會などによつて、着手されてゐる。

◆ 共済運動に就いては第三回中央委員會に於て具體方針を決定したがその全文は左の如くである。

1 組合内共済施設の充實

イ、組合及び支部に共済部を設置し、組合相互扶助により各種共済施設の活用其他共済的活動を促すこと。

ロ、組合員乃至は、全従業員の共済活動に對し資本家の補助又は負擔を要求し、この線に沿つて労働組合の活動を大衆の生活に、密著せしめ、やうに、計画的な努力を拂ふこと。

2 協同組合運動との協同

イ、最近盛頭せる諸種の協同組合運動にして全國労働の方針に抵触せず組合の擴大強化に役立つものに對しては、積極的に協力する方針をとること。

ロ、例へば從來の消費組合運動の外、醫藥利用組合運動、農村協同組合運動の如きには、前項の方針を具體化すること。

3 資本家的共済機關の對策

イ、資本家が労働者自身の自覚と團結を阻害乃至は欺騙するために作

(4) 概 論

日本労働組合會議は結成以來一ヶ年を経過したが、この短期間の中によく創立の精神を活かし我々の期待をよく實踐した。内に對しては、その加盟團體間の融和協力をよく實踐し、組合の産業別整理に對しては常に之に助力し、未加盟團體の獲得に努力して主體の擴大強化のため闘つた。外に對しては社會及労働立法の制定促進のために闘ひ、随時起れる時事問題に對して、階級的立場よりこれをよく處理解決した。今回會議が一ヶ年間に於てなしたる活動を略記すれば左の如くである。

(ロ) 執行委員會

- ◆ 第一回——昭和七年九月二十五日(東京)
 - 一、組合會議議長、副議長、書記長兼會計互選
- ◆ 第二回——昭和七年十二月十日(神戸)
 - 一、健康保險法改正 二、造船労働聯盟脱退 三、結成大會決議事項實施促進 四、政治委員選出 五、第十七回國際代表選出
- ◆ 第三回——昭和八年一月十四日、十五日(東京)
 - 一、労働時間短縮準備會労働者代表選出 二、第十七回國際労働代表顧問選出 三、製鐵官民合同反對策
- ◆ 第四回——昭和八年四月十日(大阪)
 - 一、滿洲問題及國際聯盟脱退問題に對し代表としてとるべき態度 二、日本労働組合會議地方協議會設置 三、メーデー 四、東京瓦斯産業労働加盟

つた資本家的策動基本(慰安會、修養會、御用工場委員會、共済組合、御用組合)等に對しては、労働組合の擴大を計る立場から計画的具體的に調査對策すること、殊に大工場、大企業への働きかけには、この點に着眼すること。

ロ、これらを資本家的欺騙機關として機械的に排撃して、未組織大衆との對立に陥るが如きことのないやうに注意を要するは勿論だが、更に進んでこれらの機關の共済的機能は、これを充分に利用し、組織運動及び工場内闘争を効果的に導くこと。

ハ、これらの共済的機關の利用が一定の限度に達する場合には、これによる資本家的策動的足場を排し以て労働組合の共済施設として管理するか、又は労働組合の組織に改組するかの方針を必要とする。

(二) 全國労働旗統一實施

全國労働旗は左の通りに統一することとし五月一日に通告を發した。

- 本部旗——縦中曲三尺、横中曲四尺、布地は伴天二巾
- 支部旗——縦中曲二尺四寸、横中曲三尺二寸、布地は五呂一枚(支部聯、支部、分會、班旗等これに從ふ)
- 地色——何れも赤色
- マーク——マークは右肩に入れる

(三) 日本労働組合會議情勢

- ◆ 第五回——昭和八年六月五日(神戸)
 - 一、日本労働組合會議地方協議會規約及實現方法 二、大會準備 三、規約一部改正
- ◆ 第六回——(擴大)昭和八年七月十六日(東京)
 - 一、地方協議會準備 二、組合會議加盟費増額に關する規約改正 三、健康保險法改正社會局案 四、日備労働者失業共済施設及、解雇手当對策 五、日印通商會議對策

(ハ) 評 議 員 會

- ◆ 第一回——昭和七年九月二十五日(東京)
 - 一、執行委員選出
- ◆ 第二回——昭和七年九月二十六日(東京)
 - 一、組合會議顧問設置 二、フアッシュヨ及資本主義競争の定義
- ◆ 第三回——昭和八年一月十五日(東京)
 - 一、日本造船聯盟脱退 二、政治委員選任 三、労働時間短縮問題準備會代表選出 四、第十七回國際労働代表顧問選出 五、製鐵官民合同問題
- ◆ 第四回——昭和八年六月五日(神戸)
 - 一、日本労働組合會議地方協議會 二、東京瓦斯産業労働組合加盟 三、メーデー 四、大會準備

(三) 第二回大會

- 日時、昭和八年九月二十四日、場所大阪土佐堀青年會館、議長濱田國太郎、副議長松岡勲吉。
- ◆ 議事——一、労働組合法即時制定要求 二、健康保險法改正 三、労働協約法 四、メーデー 五、失業保險法制定促進 六、日本労働